

衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び公職選挙法の一部を改正する法律の一部を改正する法律要綱

第一 衆議院議員の選挙区に関する事項

一 衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び公職選挙法の一部を改正する法律（以下「平成二十八年改正法」という。）附則第二条の規定により、平成二十七年国勢調査の結果に基づき衆議院議員選挙区画定審議会が行った衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定案についての勧告を受けて、十九都道府県において九十七選挙区の改定等を行うものとする。こと。（公職選挙法別表第一関係）

二 この法律による改正前の平成二十八年改正法附則第三条の規定により、平成二十七年国勢調査の結果に基づき、衆議院比例代表選出議員の選挙区において選挙すべき議員の数を四選挙区で一ずつ減少させるものとする。こと。（公職選挙法別表第二関係）

第二 公職選挙法の改正規定の施行期日等に関する事項

一 平成二十八年改正法のうち公職選挙法の改正規定は、この法律の公布の日から起算して一月を経過した日（以下「一部施行日」という。）から施行するものとする。こと。（平成二十八年改正法附則第一条

関係）

二 平成二十八年改正法による改正後の公職選挙法の規定は、衆議院議員の選挙については一部施行日以後初めてその期日を公示される総選挙から、衆議院議員の選挙以外の選挙については一部施行日以後その期日を公示され又は告示される選挙について適用するものとする。こと。（平成二十八年改正法附則第三条第一項関係）

三 平成二十八年改正法による改正後の公職選挙法別表第一に掲げる行政区画その他の区域は、平成二十九年四月十九日（以下「基準日」という。）現在によったものであつて、基準日の翌日から一部施行日の前日までの間において同表に掲げる区域に変更があつても、当該選挙区に関する限り、行政区画その他の区域の変更がなかつたものとみなすものとする。こと。（平成二十八年改正法附則第四条関係）

第三 その他

一 この法律は、公布の日から施行するものとする。こと。（附則関係）

二 数市町村の区域の全部又は一部を合わせて開票区を設けることができるものとする等所要の規定の整備を図るものとする。こと。